

令和元年度事業計画

宅地擁壁の設計及び施工に関する調査研究及び技術開発等を行い、その成果の普及を図ることにより、安全で良質な宅地の供給に貢献し、もって国民の生命と財産の保護に寄与するため、平成31年度においては、次の事業を実施する。

1. 宅地擁壁等の設計及び施工に関する調査研究及び技術開発

- (1) 宅地関連の行政・関連団体の動向に着目し、各種情報を収集し、会員への情報公開を図る。
 - (2) 平成30年度発刊の「国土交通大臣認定擁壁図集」の新規、更新等のフォロー活動を行う。
 - (3) 「国土交通大臣認定擁壁図集」を補完する目的で、構造、設計、施工に踏み込んだ技術解説書として「国土交通大臣認定擁壁ハンドブック（仮称）」の企画、制作を進める。←中期計画
 - (4) 協会発足以降実施した過去の調査研究資料を取りまとめ、協会の技術財産として残す。
- 上記の事項を実施するために、技術委員会のもとに小委員会を設置して業務を進める。

2. 宅地擁壁等の品質保証及び生産技術の評価並びに指導

- (1) 宅地擁壁の品質保証、生産技術に関する検討
 - (2) 工場認証に係わる審査事項・品質管理要領の改訂・変更についての検討
 - ① 鉄筋被り非破壊検査基準の検討(リブ付鉄筋コンクリートL型擁壁について)
 - ② 調査業務における問題点、課題に関する小委員会(WG)を編成
 - a) 調査書類・実地調査検討WG
申請・調査書類の整備、品質管理方法に関する研修会の開催
 - b) L型系擁壁非破壊検査規定検討WG
 - ・リブ付鉄筋コンクリート造L型擁壁への適用検討
 - ・また鉄筋を用いたコンクリートブロック擁壁、植栽用コンクリートブロック擁壁への適用拡大検討
 - c) 調査全般検討WG
工場認証申請書の品質保証体制の記入例の見直し
 - (3) 工場評定委員会への協力
 - (4) 工場認証制度の動向に関する調査
 - (5) 受検工場に対する調査内容説明会の開催
- 上記の事項を実施するために、評価委員会のもとに品質企画委員会を設置して業務を進める。

3. 宅地造成等規制法施行規則に基づく工場認証証明に係る事業

- (1) 工場評定委員会の運営
- (2) 工場認証実地調査の計画と実施
- (3) 追加認定擁壁の認証書の書換え調査の実施
- (4) 追加認定擁壁の認定前の工場認証調査の実施
- (5) 調査委員等による連絡調整会議の開催

